

第8回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月26日(月)午後16時30分から午後17時10分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	3番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋 清隆
委員	1番	岡田 美由紀
	4番	丸山 百合江
	5番	中野 正啓

農地利用最適化推進委員(5人)

田口 正明
加藤 和一
丸山 国夫
田口 貞夫
服部 隆

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第8回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席していますので、総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、1番 岡田委員、5番 中野委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。

- ・上・中越地区農業委員会会長情報交換会
期 日：令和6年2月15日(木)
会 場：南魚沼市
出席者：会長
- ・地域別農業委員会長・事務局長会議
期 日：令和6年2月22日(木)
会 場：十日町市
出席者：会長、事務局長
- ・第4回農林業新規就農・就業チャレンジフェア
期 日：令和6年2月23日(金)
会 場：新潟市
出席者：中野委員、和田主任

議長 それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。
農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申請地は、小木ノ城駅から 300m 以内に位置し、第 3 種農地であると判断されます。周辺農地への影響ですが取水は上水道からであり、汚水は下水道処理、雨水は道路側溝へ排水するため周辺農地への影響はないものと考えられます。また、10 月総会でお諮りしていましたが農振除外についても、1 月中旬に完了しており、許可相当であると考えられます。なお、本案件につきましては、3,000 m²を超える転用申請となりますので、本日承認いただいた場合は、来月、3 月 18 日に開催される県の第 96 回常設審議委員会にて審議される議案となります。

議長 本案件につきまして、地区担当の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

4 番 2 月 15 日（木曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり、第 3 種農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われます。説明は以上です

議長 ただいま事務局と担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号について許可相当とし承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第 1 号について承認いたします。

議長 続きまして、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対による設定が 16 件、中間管理事業による設定が 5 件の計 21 件の申請がございました。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 相対による設定には新規設定となっているものがありますが、全て農協転貸からの切り替えですので実質的には再設定となります。なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

服部委員 番号3は後継者が帰ってきて耕作するのか。

事務局 基本的には申請人による耕作です。後継者について具体的話がでていたものではないです。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号について許可決定します。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 6 年 2 月 26 日

議 長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩